

山形県中学校体育連盟規約

第1章名称及び事務局

第1条本会は山形県中学校体育連盟と称し、事務局を会長所在の中学校に置く。

第2章構成

第2条本会は県内の各単位中学校体育連盟をもって組織する。

第3条本会に次の単位中学校体育連盟を置く。

米沢、東置賜、西置賜、上山、山形、東村山、西村山、北村山、最上、田川、飽海

第4条本会に次の専門部を置き、それぞれ部会を持つ。(○印は準専門部)

体操、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、
バドミントン、軟式野球、水泳、陸上競技、ハンドボール、スキー、スケート、○ホッケー、○カヌー、
○なぎなた、○テニス、○アーチェリー

第3章目的及び事業

第5条本会は中学校における体育・スポーツの健全なる発達を図ることを目的とする。

第6条本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 中学校体育・スポーツに関する審議会の開催
- 2 体育諸団体との連絡・提携
- 3 体育大会の開催
- 4 体育スポーツの指導奨励
- 5 学校体育スポーツに関する調査
- 6 学校体育研究及び講習会の開催
- 7 その他目的達成に必要な事業

第4章役員

第7条本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長若干名 評議員若干名 理事長 1名 常任理事若干名
理 事若干名 監 事若干名

第8条 1 会長、副会長、監事、専門部長（理事）理事長は評議員会で選出する。

2 会長は本会を代表する会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し会長不在のときはその職務を代行する。

4 評議員は次のとおり各単位中体連より選出する。

米沢 2名 東置賜 2名 西置賜 2名 上山 2名 山形 2名 東村山 2名 西村山 2名
北村山 2名 最上 2名 田川 2名 飽海 2名

5 理事長は評議員会で選出し常務を掌る。

6 理事は、各専門部の部長と委員長および各単位中体連より次のとおり選出する。

米沢 1名 東置賜 1名 西置賜 1名 上山 1名 山形 1名 東村山 1名 西村山 1名

北村山 1名 最上 1名 田川 1名 飽海 1名

○その他必要によって評議員会で推せんする。

7 常任理事は、理事の中から会長が委嘱する。

8 顧問は評議員会の推せんにより会長が委嘱し重要事項の諮問に応ずる。

第9条役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

補欠役員の任期は前任期間とする。役員の任期満了するも後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第5章 会 議

第10条本会の会議は、評議員会、理事会、常任理事会とし必要により会長が招集する。

第11条評議員会は次の事項を決議する。

1 予算、決算 2 規約の改正 3 役員の選出 4 事業 5 その他必要事項

第12条理事会は会務企画執行にあたる。

第13条常任理事会は、会務の企画・立案にあたる。

第14条本連盟の事業遂行のため、会長の諮問機関として必要な委員会を設けることができる。

第6章 事務局及職員

第15条本会に事務局を設け次の職員を置くことができる。

事務局長・事務局員、職員は会長がこれを委嘱する。（事務局に関する事項は別に定める。）

第7章 会 計

第16条本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

1 負担金 2 補助金 3 寄付金 4 その他の収入

第17条会計に関する細則は別に定める。

第18条本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終る。

第8章 附 則

第19条専門部に関する規則は別に定める。

第20条本規約は昭和46年11月19日より施行する。

第21条昭和55年11月13日規約一部改正する。

昭和59年5月16日規約一部改正する。

昭和61年5月13日規約一部改正する。

昭和63年12月2日規約一部改正する。

平成元年5月12日規約一部改正する。

平成6年12月2日規約一部改正する。

平成20年12月3日規約一部改正する。

平成23年12月9日規約一部改正する。